

平成 26 年第 7 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 26 年 4 月 23 日（水）午後 3 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■議案

議案第 10 号 松阪市松浦武四郎誕生地整備検討委員会規則の一部改正について

報告事項

- 1 平成 26 年度教育費当初予算について
- 2 平成 25 年度 3 月教育費補正予算について
- 3 平成 25 年度松阪市子ども支援研究センター相談事業実績報告について
- 4 平成 25 年度松阪市子ども支援研究センター研修講座実施報告について
- 5 平成 26 年度松阪市子ども支援研究センター相談案内について
- 6 松阪市教育支援委員会委員の委嘱について
- 7 平成 25 年度育ちサポート室相談事業等の報告について
- 8 公民館長の委嘱について
- 9 松阪市図書館協議会委員の委嘱について
- 10 平成 26 年度松阪公民館公金収納事務の委託について
- 11 松阪市 P T A 連合会運営費補助金交付・運用に関する要領の全部改正について
- 12 松阪市子ども会育成指導者連合協議会事業補助金交付・運用に関する要綱の全部改正について
- 13 松阪子どもセンター事業補助金交付・運用に関する要綱の全部改正について
- 14 松阪市部落史編さん委員会委員の委嘱について
- 15 松阪市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 16 平成 26 年度松阪商人の館公金収納事務の委託について
- 17 平成 26 年度阪内川スポーツ公園公金収納事務の委託について
- 18 平成 26 年度中部台運動公園公金収納事務の委託について
- 19 松阪市スポーツ推進委員の委嘱について
- 20 いじめ防止基本方針について
- 21 平成 25 年度 3 月 児童生徒の問題行動等について

その他

委員長 　ただ今から、平成26年第7回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　新しいスタッフを迎え、教育委員会も今のところ順調に動いています。

25年に新しい教育委員さんに公募で入っていただき、教育委員会の活性化ということを常に頭に入れながら運営をしてきました。できるだけ活性化に向け、日々の思っていることや、前回の定例会からの間のことや、新しい出来事等をお伝えしながら教育委員会の活性化に繋がればという思いからこの項を入れさせて頂きました。

私の方からは、昨日行われました全国学力・学習状況調査の実施についての様子を少しだけお話させていただこうかと思います。

松阪市の場合には基本的には全員受けるという態勢の中、進めさせて頂きまして、欠席を除く児童生徒1483人が受けております。この結果については、おそらく8月中には結果の分析が国の方から届くことになるかと思います。教育委員会としては、学校あるいは子ども達の平均正答率を公表することは、数値だけが先行してしまう恐れがあるので、控えていきたいということを継続して大切にしてきました。点数・順位を学校の中に持ち込むことについては慎重にしていかななくてはならないと考えております。

校長会の中で、自分の学校が調査の中でどこに課題があり、課題に向けどういった手立てをとり、その結果どうだったのかをきちんと説明してくださいということを強く申し上げております。昨年度の調査結果の課題が何だったのか、そしてその手立てをそれぞれの学校でどうとったのか等を、校長との面談の中で明らかにしていこうと思っており、それが今年度の目標でもあります。市としては学力で学校を縛るつもりはありません。公表できるところについてはしっかり分析も含めて公表していきます。

いずれにしても根拠を示すということがこれからの学校運営の中では一番求められるところかなと思います。学校もがんばった結果どうだった

たのかという根拠をしっかりと示してくださいという時代になってきておりますので、そういったところを校長会でも申し上げてきたところでもあります。いずれにしても全国学力・学習状況調査についてはあくまでも調査ですので、教育行政の成果がどうだったのかという部分を振りかえっていきたいと思いますので、教育委員会も一つの使命として大事にしていかななくてはいけないと強く思っております。

委員長                   ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   それでは、議案第10号「松阪市松浦武四郎誕生地整備検討委員会規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長                   ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員長                   それでは私から質問させていただきますが、女性の登用についてはだいたい決まっているのでしょうか。

事務局                   ①から③の方で、今のところ①と②についてはお願いしている方がございます。①につきましては、この後の報告でもありますが、松阪市文化財保護審議会のメンバーでもある方でございます。また、②につきましては、現在の長谷川家の文書調査をしていただいている方でございます。③につきましては、現在探しているところでございます。

委員長                   他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。  
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 10 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長                   挙手全員でございます。よって、議案第 10 号は可決いたしました。議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 21 を事務局から説明願います。

(事務局報告)

委員長                   ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委 員                   報告事項 1 についてですが、平成 26 年度教育費の当初予算の学校建設費が多額に計上されております中学校校舎改築事業費でございますが、これからの予算執行の計画を少しわかればお聞かせいただきたいと思えます。

事務局                   鎌田中学校の校舎改築事業費ということで、用地買収費並びに建物補償費という形で予算を計上させていただいており、現在相手方との交渉を進めておまして、契約に際しましては議会の承認が必要になってまいりますので、6 月議会に承認を得られるように現在進めております。

委 員                   子ども支援研究センターの相談関係事業報告についてですが、教育相談とカウンセラー相談と 2 種類有るかと思いますが、それは保護者側で選択するのでしょうか。それとも支援センター側が選択しているのでしょうか。

事務局                   教育相談の方に電話がかかってきまして、その中身を聞く中で、その相談をこちらの方でということで、保護者と相談をしたうえで、相談内容に応じて決定しています。

委 員                   育ちサポート室の事業の方では他機関への依頼と記載されていますが、子ども支援研究センターでは 237 件のうち、他機関へつなげるケースというのはあるのでしょうか。

事務局 相談の中で発達・言語等の相談であって、その中身によって育ちサポート室へつないだり、相談内容の中のその他といわれるものの中には、病気やアレルギー関係というような相談もございますので、病院の方へ相談をとということで促しているところでございます。

委員 報告の 11、12、13 についてですが、全面的に改正になっておりますが、以前に比べてどうよくなったというように理解するとよいでしょうか。

事務局 補助金要綱は方針に基づいて要綱を定めることとなりますので、各課で補助金を出している業務がございまして、補助金の申請であったり、実績報告を出していただいたりという部分を細かく要綱で定めさせていただいておりますが、よくなる部分といいますか、3 年間を目途に補助金を出しているのが適切であるかを見直していくという部分が方針でございますので、終期を設け 3 年毎に見直していこうという部分を追加させていただきました。

また、補助金については今まで定額のような形になっておりましたので、使う経費の 2 分の 1 を限度とする予算の範囲内という部分を見直させていただきました。より適切な補助のやり方に近づけるといってでございます。

委員 実態に合わせて細やかに運用できるようになったということで理解させていただきますでしょうか。

事務局 補助金交付要綱でございますが、その上位に教育委員会補助金交付規則がございます。交付規則にぶらさがる要綱という形で、一つには形式的なものを定めさせていただこうというのがねらいでございます。もう一つは先程もありましたが、終期を設定するというので、その時期になれば必ず見直しをし、補助金の在り方が正しいのか見直しをしようということで定めさせていただきました。もう一点の補助率を 2 分の 1 以内と定めさせていただいておりますのは、松阪市の補助金の基本的な指針を定めさせていただいた経過がございまして、基本的に 2 分の 1 以内ということでございます。予算の範囲内という表現より明確に定めさせていただいたということでございます。

委員 報告事項 20 の教育委員会の附属機関の設置についてですが、構成は小中学校校長会等となっておりますが、教育委員会の附属機関は、あくま

でも第三者機関いわゆる学校関係者以外で構成すべきかなと思います。もちろんこの検討委員会で検討される項目かと思いますが、重大事態に関わる調査については学校関係者は除き、純粋な第三者に構成させるべきかなと考えますがいかがでしょうか。

事務局 確かにその部分を検討しているところでございまして、これからその方向で進めていきたいと思っております。

教育長 いじめ防止基本方針を松阪市で策定していくわけですが、元々の法律はいじめ対策防止推進法からおりてきておりまして、松阪市は努力義務となっているわけですが、方針を立て、学校は努力義務ではなく、義務となっておりますので、学校がそれを参考にしながら、学校としてのいじめに関わる方針を策定していこうということで、36校全てが法律のもとで方針を立てていくということでご理解いただければと思います。

委員 いじめの未然防止のための方策ですが、①に互いを認め合える人間関係の構築する取組とありますが、人間関係を構築する取組かなと思います。同じくいじめの対処のための方策ですが、また、必要に応じて警察等との関係機関ととありますが、警察等関係機関となるのではないのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。訂正させていただきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項1から21は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということですので、報告事項1から21は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 全国学力・学習状況調査の件につきまして、今年度の問題についての

傾向等をご報告させていただきます。全体といたしましては、過去の調査で課題となっているような活用部分を中心となっております。今年度は特に学校行事であります文化祭や家庭科の調理実習、水の使用などといった実生活に関わるような問題が何件かございまして、児童生徒が親しみやすい問題構成になっていると思います。日常生活と結びつけて学力を向上させていこうという学習指導要領の趣旨に基づいておるところであり、そういったところが今年度の大きな特徴かなと考えております。

小学校の国語に関しましては、図や会話といったところから内容を読み取り、自分の考えをまとめていくというような問題が中心となっております。算数においては、毎年子ども達が非常に苦勞する割合という問題が中心となっております。

中学校の国語に関しましては、授業での話合いや発表、日常生活での場面といった問題が多く出題されております。同じく数学ですが、表やグラフ等の情報を正しく読み取り、情報を活用していくような力を試す問題を中心に構成されております。

いずれにしても今までの課題であった学んだことを活用する力が学力・学習状況調査の中心となっておりまして、今後は活用部分の改善を積極的に進めていきたいと思っております。

事務局

学校給食のパンに異物が混入したという形の中で、中間報告をさせていただきますたいと思っております。

発生日は平成 26 年 4 月 17 日に松尾小学校において発生したものであります。状況としましては松尾小学校の 5 年生女子児童がパンを個包装の黒糖パンを割って食べようとしたところ、その中から 3 ミリから 5 ミリ大の異物、小石のようなものが発見されたということです。その後、学校から異物混入の報告が給食管理課に入り、職員を派遣させる中で確認を行ったところです。本人、他の児童ともに健康被害はなく、他校からの異物混入の報告も受けていないという状況でございます。その後、同日 16 時 30 分頃に松阪保健所職員 3 名による立ち入り調査に職員 2 名が同行し、作業状況及び書類等の確認を実施させていただきました。異物混入の原因についてはいくつかの可能性のあるものの、特定にいたっていないという状況です。現段階における保健所の指導内容につきましては、原因の特定は難しいが、現材料搬入口における床面の破損等や床面に異物と似たような物質が認められたこと、また何らかの原因で拾い上げられ食品に混入した可能性や服装を介しての可能性も否定できないことから、保健所の方から床面の清掃・保守の徹底と床面の修繕、原材

料室から製造室へ入る際の衣服の着替え等を指導するに至ったということ  
とでございます。対応としましては、作業現場及び作業工程での安全確  
認及び従業員への指導・教育の徹底を図っていただくため、その対応期  
間について、松阪市の学校給食におけるパンの納品を他の業者へ振替を  
させていただくように、三重県学校給食会に依頼しました。また、4月  
18日のパンについては三重県学校給食会から四日市の業者へ発注を切り  
替えました。この事案につきましては、現場サイドに報告をする中で4  
月21日付けで、小中学校、幼稚園に事案内容をまとめた文書を発送いた  
しました。

事務局

次回の教育委員会定例会は、平成26年5月19日（月）  
午後2時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長

それでは、これで第7回松阪市教育委員会定例会を終わります。